

裏面白紙

政令第

号

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の一部を改正する政令

内閣は、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九條の規定に
基き、この政令を制定する。

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件（昭
和八年勅令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

「通信官署」を「無通信官署」に改める。

附 則

この政令は公布の日から施行する。

大蔵大臣

法務総裁

内閣総理大臣

理由

銀行法等特例法施行令（昭和二十年勅令第百二十六号）第四條第三項の規定により主務大臣の認可を受け無盡会社も当座預金を取扱うことが出来ることになるので、小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の中に無盡会社を加える必要があるからである。

裏面白紙

(参照)

一 小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件ハ
昭和八年十二月二十八日勅令第三百二十九号
小切手法ノ適用ニ付テハ左ニ掲グルモノヲ銀行ト同視ス

逓信官署

世多化

信用組合

市街地信用組合

農林漁業信用組合法第十二條第一号及第二号ノ事業ヲ行フ農林漁業

組合

農林漁業信用組合法第十二條第一号及第二号ノ事業ヲ行フ農林漁業

信用組合連合会

農林中央金庫

農工組合中央金庫

庶民金庫

附則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

この政令は公布の日から施行し、昭和二十三年十月一日から適用する。

(抜萃)

三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)

第五十九條 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同

視スルル人又ハ施設ヲ指ス。

三 銀行法等特例法施行令(昭和二十年三月二十日勅令第百二十号)

第四條第四項 無償会社(主務大臣ノ認可ヲ受ケ預金ノ受入ヲ爲シ

又ハ受入レタル預金ヲ担保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ

指ス

保険組合に関する法律案

目次

第一章 総則(第一條—第八條)

第二章 中小企業等保険協同組合(第九條—第十一條)

第三章 船主相互保険組合(第十二條—第十五條)

第四章 罰則(第十六條—第二十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、保険組合の行う保険事業の健全な経営を確保し、保険契約者、被保険者その他の債権者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて組合組織による保険事業の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「保険組合」とは、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第 五号)によつて設立された中小企業等保険協同組合及び同法第七十九條第一項第三号の事業を行う協同組合連合会(以下「連合会」と

(一)並にこの法律による設立した船舶主権を保持することを、
(出資者の総額並びに保険契約者及び被保険者の総数)

第三條 保険組合は、出資者の総額が百万円以上で、且つ、組合

員の員数が中小企業等協同組合^(保険)にあつては百、連合会にあ

つては五、船主相互保険組合にあつては二十以上でなければ、保険

事業を行ふことのできない。

(出資者の拵込)

第四條 保険組合の理事は、發起人からその事務の引渡を受けた

ときは、遅滞なく、出資者の全額を拵込をせなければならぬ。

この場合においては、中小企業等協同組合(連合会を含む)

については、中小企業等協同組合法第二十九條第一項及び第二

二項の規定は、適用しない。

三、保険組合の出資は、金銭以外の財産をすることのできない。

(募集禁止)

第五條 保険組合は、他人に保険契約の締結の代理又はその媒

介を委託してはならない。

(免許の取消による解散)

第六條 保険組合は、免許の取消による解散する。

二、前項の場合においては、保険業法(昭和十四年法律第四十号)

第四八條第二項及び第三項(簿記登記)の規定を準用する。

この場合においては、中小企業等協同組合法第九十九條(第

十五條において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(保険業法の準用)

第七條 保険業法第一條(事業免許)、第二條(供託金)、第五條
第一項本文(兼業禁止)、第六條(常務役員の兼職認可)、
第八條から第十條まで(報告徴収及び検査、監督命令、基
礎書類の変更認可)、第十二條(違法行為に対する処分)、第
七十五條第一号及び第二号(財産処分順序)、第八十二條(決
算書類の提出)、第八十四條(有價証券の評価方法)、第八十五
條(設立費用及び初の五年年度の事業費の償却)、第八十八條
(責任準備金)、第九十一條(監査書)、第一百條(事業の停止等の
命令)、第一百十條(解散の決議の認可)並に第一百三十二條から第
百三十六條まで(免許取消による解散の場合の清算人、清算人の報

酬、清算の場合における保険契約に基く支拂ノ主務大臣の清算并監
督)の規定は、保險組合について準用する。この場合において、これらの
規定中「保險會社」及び「會社」(第六條の場合を除く。)とあり、
同法第百三十三條第五項中「株式會社」とあるのはこれぞれ「保險
組合」と、これらの規定中「取締役」とあるのは「理事」と、「監査
役」とあるのは「監事」と、「社員」とあるのは「組合員」と、第百條
中「事業ノ停止、業務及財産ノ管理又ハ契約ノ移轉」とあ
るのは「事業の停止」と、第百三十三條第四項中「資本ノ十分ノ一
以上ニ當ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員」とあるのは「十
分ノ一以上の組合員」と読み替へるものとする。

(監督官庁)

第八條 本條（漁船を除く。）に關して相互保險を行ふことを目的として設
立せられた船主相互保險組合については、同法第五條において準用する
中小企業等協同組合法第百六條から第百八條までの規定中
「行政庁」とあるのは、同法第百十三條第一項の規定にかかわらず、
「運輸大臣」とし、前條において準用する保險業法第一條第一項、
第八條、第十條（同條において規定する第一條第二項第四号及び
第五号に掲げる書類を除く。）、第十二條、第八十二條、第百
十條、第百三十二條、第百三十五條及び第百三十六條中「主務
大臣」とあるのは「大藏大臣及び運輸大臣」とする。

第二章 中小企業等保險協同組合
（定款記載事項）

第九條 中小企業等保險協同組合（連合会を含む。以下同じ。）の
定款には、中小企業等協同組合法第三十三條第一項に掲げる事項
（同項第八号に掲げる事項を除く。）の外、左に掲げる事項を記載
しなければならない。

- 一 保險金の削減又は保險料の追徴に關する事項
- 二 保險契約の條項の変更に關する事項
- 三 中小企業等協同組合の定款には、中小企業等協同組合法第
三十三條第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる事項の記載
を要しない。

（中小企業等保險協同組合の保險事業）
第十條 中小企業等保險協同組合の行うことかできる保險事業は、

火災保険事業(連合会)にあっては火災保険の再保険事業を令
令)に限る。

(商法の準用)

第十一條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三編(商行為)第十
章(保険)第一節(損害保険)第一款(総則)(第六百四十九條
第二項及び第六百六十四條(保険証券の記載事項及び相互保
険)を除く。)及び第二款(火災保険)(第六百六十八條(保険証券
の記載事項)を除く。)の規定は、中小企業等保険協同組合の
行ふ組合保険に準用する。

第三章 船主相互保険組合

(設立)

第十二條 漁船以外の船舶を所有する者は、その所有する船舶並に
にその運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任に關して相互保
険を行ふ目的を以て、船主相互保険組合を設立することを得る。

(名称)

第十三條 船主相互保険組合は、その名称中に相互保険組合とい
う文字を用いなければならぬ。

又 この法律に於て設立された船主相互保険組合でない者は、そ
の名称中に、相互保険組合といふ文字を用はばならぬ。

(保険關係の消滅による脱退)

第十四條 船主相互保険組合の組合員の保険關係の全部が消滅
したときは、その組合員は、船主相互保険組合を脱退する。

(中小企業等協同組合法等の準用)

第十五條 第九條並に中小企業等協同組合法第三條(人格及び住所)、第四條(基準)及び原則)、第八條(登記)、第九條(免稅)第一章(總則)第二節から第五節まで(組合員、設立、管理並びに解散及び清算)(第十二條(経費の賦課)、第十三條(使用料及び手数料)、第二十九條(出資の第一回の拂込)及び第三十一條(届出)を除く)、第七章(登記)及び第八章(監督)(第十九條から第二十二條まで(排除措置)を除く)の規定は、船主相互保険組合に準用する。この場合において、同法第九十四條第二項中「事業協同組合」の語は、船主相互保険組合と読み替へるものとする。

第四章 罰則

第十六條 保險組合の理事又は監事がその保險組合の業務に關して左の各号ニ該當する違反行為をしたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條に於いて準用する保險業法第一條第一項の規定に違反して保險事業を行つたとき。
- 二 第十條の規定に違反して保險事業を行つたとき。

第十七條 保險組合の發起人、理事、監事、幹事、清算人又は事業に關する或種職務若しくは特定の事項の委任を受け長年組合員若しくは使用人が自己若しくは第三者の利益を圖り、又は保險組合を害することを目的としてその職務に背き、保險組合の財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八條 前條の未遂罪は、罰する。

第十九條 船主相互保險組合の理事又は監事が、いかなる名義をもつてするを問わず、船主相互保險組合の事業の範圍外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は取扱取引の長めに船主相互保險組合の財産

を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
又 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條がある場合には適用しない。

第二十條 前四條の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科するものとがせらる。

第二十一條 左の各号の一に該當する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第七條に於いて準用する保險業法第八條又は第九十六條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十五條に於いて準用する中小企業等協同組合法第六條第三項又は第七條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十二條 保險組合の代表者又は代理人、使用人等の他の従業者が、その保險組合の業務に關して第十六條及び前條の規定に違反したときは、其行為者を罰する外、その保險組合に対して各本條の罰金刑を科する。

第三十三條 保險組合の理事、監事又は清算人は左の各号の一に
該当する場合には、一万円以下の過料に処する。但し、その行為
について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三條の規定に違反したとき。

二 第五條の規定に違反したとき。

三 第七條において準用する保険業法（以下本條中「保険業法」と
いう。）第三條、第九條、第十條、第十二條、第十四條又は第六

三六條の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

四 保険業法第八十八條の規定に違反したとき。

五 保険業法第八十二條又は第九十一條の規定による事業報告書、
損益計算書若しくは監査書に記載すべき事項を記載せず、若

しくは不実の記載をしたとき。

第三十四條 相互組を保險組合の理事、監事又は清算人は、左の各
号の一に該当する場合には、一万円以下の過料に処する。
但し、その行為について刑を科すべきときはこの限りでない。

一 第七條において準用する保険業法第五條第一項の規定に違
反して他の事業を行ったとき。

二 第十五條において準用する中小企業等協同組合法（以下本條
中「中小企業等協同組合法」という。）第七章に定める登記を
することと定めたとき。

三 中小企業等協同組合法第五十六條第三項（第六十三條第三項にお
いて準用する場合を含む。）又は同法第六十九條において準用する

商法第四百五十一條第一項の規定による公告をしないことを怠り、又不
の公告をしたとき。

四 中小企業等協同組合法第四條の規定に違反したとき。

五 中小企業等協同組合法第十九條第二項、第四十條、第四十
又は第四十二條第四項の規定に違反したとき。

六 中小企業等協同組合法第三十七條第六項又は第五十四條にお
いて準用する商法第二百四十四條若しくは同法第二百四十九條にお
いて準用する商法第二百四十九條の規定に違反して總會の議事録若
しくは取寄目録若しくは貸付対照表を作成せず、又はこれらの
書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし
たとき。

七 中小企業等協同組合法第三十七條の規定に違反したとき。

八 中小企業等協同組合法第三十九條又は第四十條の規定（中
の各規定は同法第六十九條において準用する場合を含む。）に
違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を
記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその
書類の閲覧を拒んだとき。

九 中小企業等協同組合法第四十六條、第四十七條第三項又は第
四十八條の規定に違反したとき。

十 中小企業等協同組合法第五十六條又は第五十七條第三項の規
定（若しくは第六十三條第二項において準用する場合を含む。）
に違反したとき。

十一 中小企業等協同組合法第五十八條又は第五十九條の規定に違反したとき。

出 中小企業者協同組合法第六十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は買収の目的としてこれを受けたとき。
出 中小企業者協同組合法第六十九條において準用する商法第四百三條の規定に違反して組合の財産を分配し、商法第四百三條第一項の期間を介首に定め、又は商法第四百三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

附則

この法律中、中小企業者等保険協同組合に関する規定は、中小企業者協同組合法公布の日から一月を経過した日から、連合会に関する規定は、同法公布の日から八月を経過した日から、その他の規定は、この法律公布の日から施行する。

事業者団体法(昭和三十三年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号「ネ」の次に「ナ」号として左の一号を加える。
ナ 保険組合に関する法律(昭和二十四年法律第 号)

理由

中小企業等保険協同組合及び船主相互保険組合の行う保
険事業の健全な経営を確保し、保険契約者、被保険者と
他の債権者の利益を保護するために、これらの組合の行う保険
事業の監督に関する法律を緊急に制定するの必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。